

# 70歳以上の免許保有者の皆様 免許証更新時の**高齢者講習** を早めに受けましょう！

高齢者講習は**予約制**です。

講習の通知のはがきが届いたら  
**早めに**お近くの教習所に電話をして予約を取ってください。



※**70歳以上の方が**免許証を更新するときは、更新期間満了日の**6カ月以内**に高齢者講習を受けなければなりません。

# 70歳～74歳の高齢運転者の免許更新手続きの流れ

「高齢者講習のお知らせ」が届きます

「高齢者講習のお知らせ」のハガキが現行免許証の満了日の約6カ月前に届きます。

高齢者講習の予約をします

ハガキを開くと教習所が35ヶ所記載されているので、早めに電話等で予約してください。

高齢者講習（2時間講習）を受講します

予約した教習所で高齢者講習を受講します。「高齢者講習終了証明書」は更新手続きに必要ですので大切に保管してください。

「更新連絡書」が届きます

「更新連絡書」のハガキが誕生日の約30日前に届きます。

運転免許証の更新手続きをします

「高齢者講習終了証明書」を持参して、運転免許センター、または警察署で更新手続きをしてください。

更新した運転免許証の受け取り

運転免許証を受け取り更新手続きが完了となります。

## 運転免許証の返納をお考えの方

運転免許証の有効期限内に自ら返納された方は、身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」（有料）を申請することができます。  
運転免許センター（0289-76-0110）またはお近くの警察署にご相談ください。

# 75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きの流れ①

「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」が届きます

「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」のハガキが現行免許証の満了日の約6カ月前に届きます。

認知機能検査の予約をします

ハガキを開くと教習所が35ヶ所記載されているので、早めに電話等で予約してください。

認知機能検査(30分)を受検します

予約した教習所で認知機能検査習を受検します。検査結果から高齢者講習の予約をします。

「認知機能検査結果通知書」が届きます

送付される「認知機能検査結果通知書」により判定結果を確認してください。

判定結果により、第1分類・第2分類・第3分類に分かれます。

**重要**

判定結果により下記のような対応となります。

第1分類  
認知症のおそれあり

第2分類  
認知機能低下のおそれあり

第3分類  
認知機能低下のおそれなし

続きは「75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きの流れ②」...

# 75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きの流れ②

第1分類  
認知症のおそれあり

第2分類  
認知機能低下のおそれあり

第3分類  
認知機能低下のおそれなし

高齢者講習（3時間講習または2時間講習）を受講します

予約した教習所で高齢者講習を受講します。「高齢者講習終了証明書」は更新手続きに必要ですので大切に保管してください。

「更新連絡書」が届きます

「更新連絡書」のハガキが誕生日の約30日前に届きます。

運転免許証の更新手続きをします

「高齢者講習終了証明書」を持参して、運転免許センターまたは警察署で更新手続きをしてください。

更新した運転免許証の受け取り

認知機能検査の結果が認知症のおそれがある（第1分類）と判定された方は臨時適性検査または医師の診断書を提出することになります。

認知症と診断された場合は、免許の停止・取消の対象となります。

認知症ではないと診断された場合は3時間の高齢者講習の予約をしてください。

## 運転免許証の返納をお考えの方

運転免許証の有効期限内に自ら返納された方は、身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」（有料）を申請することができます。  
運転免許センター（0289-76-0110）またはお近くの警察署にご相談ください。

# 75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為をした場合

一時不停止違反、信号無視違反、通行区分違反等の違反行為があったとき  
認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為(18項目)に該当する場合。

「臨時認知機能検査通知書」が届きます

「臨時認知機能検査通知書」が届いたら、速やかに電話で受検の予約をしてください。

臨時認知機能検査(30分)を受検します

予約した日時・場所で臨時認知機能検査を受検します。

受検したその日に判定結果をお伝えします

判定結果により、下記のとおり対応が変わります。

認知症のおそれあり

認知機能の低下が運転に影響するおそれがある方  
(前回の判定結果より低下)

認知機能の低下のおそれなしの方

①

2時間の臨時高齢者  
講習を受講します

運転免許証は継続されます。

**安全運転に努めましょう！**

臨時認知機能検査の結果が認知症のおそれ(第1分類)があると判定された方は  
臨時適性検査または医師の診断書を提出することになります。

認知症と診断された場合は、免許の  
停止・取消の対象となります。

認知症ではないと診断された場合は  
①の2時間の臨時高齢者講習を受講  
します。

## 運転免許証の返納をお考えの方

運転免許証の有効期限内に自ら返納された方は、身分証明書として使用できる  
「運転経歴証明書」(有料)を申請することができます。

運転免許センター(0289-76-0110)またはお近くの警察署にご相談ください。

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為(18項目)

【道路交通法施行令第37条の6の3】

番号	道交法条文	違反行為
1	第7条	信号無視違反
2	第8条	通行禁止違反
3	第17条	通行区分違反
4	第25条の2	横断等禁止違反
5	第26条の2	進路変更禁止違反
6	第33条	しゃ断踏切立入り等違反
7	第34条	交差点右左折等方法違反
8	第35条	指定通行区分違反
9	第35条の2	環状交差点左折等方法違反
10	第36条	優先道路通行車妨害違反
11	第37条	交差点優先車妨害違反
12	第37条の2	環状交差点通行車妨害等違反
13	第38条	横断歩道等における横断歩行者等妨害違反
14	第38条の2	横断歩道のない交差点における歩行者妨害違反
15	第42条	徐行場所違反
16	第43条	指定場所一時不停止等違反
17	第53条	合図不履行違反
18	第70条	安全運転義務違反

75歳以上の高齢運転者が対象です。

